

入院時食事療養費の改正について

令和6年度診療報酬改定により、令和6年6月1日から以下のとおり入院時食事療養費の自己負担が変更になりました。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

自己負担	現行	改定後
一般所得者の場合	460円	490円
		+30円
住民税非課税世帯の場合	210円	230円
		+20円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	100円	110円
		+10円